

令和5年度 石川県特定最低賃金専門部会  
第1回 百貨店部会 議事録

開 催 日 時	令和5年10月10日 火曜日 9時28分～12時13分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎2階 共用2会議室			
出席委員	公益代表委員	木村 弘	高見 俊也	
	労働者代表委員	奥山 正基	酒井 努	増田 明朗
	使用者代表委員	石野 弘幸	橋本 政人	山下 修平
	欠 席 委 員	公益代表委員 長澤 裕子		
	事 務 局	岡村労働基準部長	南出賃金室長	石間賃金指導官
		春名賃金調査員		
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 部会長、部会長代理の選任について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 資料説明</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 改正金額について</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) その他</p> <p>3 閉会</p>			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>			

令和5年度 石川地方最低賃金審議会  
石川県特定最低賃金専門部会 第1回百貨店部会 議事録

令和5年10月10日（火）

9時28分～12時13分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

【事務局】指導官

第1回百貨店部会を開会いたします。

本日の部会は、初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。

皆様方には、10月1日付けで辞令を発令させていただいておりますが、委嘱辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり、岡村労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長

みなさんおはようございます。本日はご多忙の中、特定最低賃金の審議委員をお引受けいただき誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から、労働基準行政の推進、とりわけ最低賃金制度の運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、石川県最低賃金につきましては、去る8月8日に石川地方最低賃金審議会から、時間額で42円の引上げとなる、933円への改正を全会一致で答申いただいたところでございます。

その後に異議申出があり、異議審での審議を踏まえまして9月8日付けの官報公示を経まして、ちょうど二日前の今月8日からの発効とすることができたところでございます。

本年度の最低賃金の改正につきましては、春闘を踏まえ企業の賃金水準が上昇したもののその上昇率を上回る物価高が続くなど、非常に厳しい経済状況の中、長時間に渡り慎重かつ熱心にご審議をいただきました。今年度の改正最低賃金額につきましては拡充されました中小事業主の皆様への支援策の内容と

合わせまして石川労働局管内労働基準監督署並びにハローワークが一体となりましてその周知に精力的に取り組んでいるところでございます。また今年度の石川県最低賃金の改正金額の答申は全会一致による取りまとめをいただいたところでありますが、審議会方式により決定される最低賃金額は、労使の意見が一致することで管内事業場への監督指導等強制権を行使する上での説得力が補強されることとなり、全会一致での取りまとめの持つ意味は大変大きいものと考えております。

これから皆様方には、今年度の特定最低賃金の改正審議をお願いすることとなりますが、石川県最低賃金の改正審議の答申と同様に、ご審議を尽くしていただいたのち、全会一致での答申としていただきますようどうぞよろしくお願いを致します。

【事務局】 指導官

次に、委員の出欠状況について、ご報告を申し上げます。

本日は公益代表の長澤委員から、所用で欠席されるとのご連絡をいただいております。現在百貨店部会は、9名中8名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題（1）の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】 指導官

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。去る、7月11日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。

部会長木村委員、部会長代理高見委員でございますが、いかがでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 指導官 異議なしとのことですので、それぞれ、ご推挙いただいたとおりの部会長及び部会長代理が選任されました。

それでは、この後の議事進行について、木村部会長よろしくお願いたします。

【木村部会長】 部会長の木村でございます。円滑な議事進行に努めたいと思います、どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私木村が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議題の(2)に移りますが、石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配付資料の資料①の4ページから7ページに石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規程がございますが、この内容のとおりでご確認されたということによろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 よろしければ、お手元の運営規程どおり専門部会を運営していくことと致します。なお、専門部会運営規程の第5条会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 専門部会運営規定第5条第1項では、会議は原則公開とされておりますが、部会長が個人情報の保護に支障を及ぼす恐れのある場合や、率直な意見の交換などが損なわれると判断した場合には非公開とすることができるとされております。加えまして、今年度初めでございますが、中央最低賃金審議会、いわ

ゆる中賃においては、今年4月6日の全員協議会報告の取りまとめによりますと、公労使の三者が集まり議論する部分は公開するのが適当との結論に至ったこれを受けまして、当局の審議会での取扱いにつきましては、今年7月11日開催の第448回本審の場で御意見を伺いました。このことを踏まえて、公労使の三者が集まり議論する部分は公開することとさせていただくこととしていきます。専門部会規定の第5条により運用方法を一部変更し、部分公開とさせていただきます。

【木村部会長】 専門部会につきましては、金額審議に係るものとなりますので、公労・公使の個別折衝の部分については非公開とすることにしたいと思いますが、各側委員の皆様いかがでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 異議なしということですので、今年度の専門部会については部分公開としたいと思います。

次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は12月31日に致しましたが、本年度も12月31日にするという方向で審議を進めるということでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは改正金額の発効日は12月31日にすることといたします。  
次に配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 本日お手元の資料は、右上に資料と表記したものと別冊と表記した2種類となっております。

まず、資料①と表記のある資料をご覧ください。この資料には、本専門部会委員の皆様方と事務局職員の名簿、運営規程をお付けしております。

次に、資料②と表記のある資料をご覧ください。1ページから4ページに

は、先に提出がありました改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局が行った審査の結果をお付けしております。5ページ以降は、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しとなっております。

資料③と表記のある資料をご覧ください。1ページは、特定最低賃金についての基本的な考え方を取りまとめたものとなります。後ほど、改めて、ご説明をさせていただきます。2ページには、令和4年度の全国の特定最低賃金の決定状況を、3ページには石川局の平成19年度からの特定最低賃金の審議状況の推移を、4ページ以降は、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。

資料④と表記のある資料には、今年度実施しました基礎調査の総括表及び分布表をお付けしております。後ほど、担当よりご説明をさせていただきます。

次に、別冊1と表記された資料をご覧ください。1ページから12ページまでは9月28日に北陸財務局から発表された北陸経済調査となります。最近の経済動向は、持ち直していると記載されております。13ページから19ページまでは、日本銀行金沢支店が9月に発表した北陸の金融経済月報、20ページから37ページまでは、石川労働局が9月29日に発表しました8月の雇用失業情勢を、38ページ以降には石川県から発表されております主要データ集をお付けしております。

最後に、別冊2と表記のある資料をご覧ください。この資料は、委員限りで、令和5年度の全国の特定最低賃金の決定状況の一覧をお付けしております。今後の改正決定の審議の参考としていただければと思います。

【木村部会長】           ただいまの説明についてご質問ありますでしょうか。よろしいですか。その他提出資料についてご質問がなければ次に移りたいと思います。

【事務局】 指導官           資料4番についてご説明させていただければと思います。

最低賃金に関する基礎調査につきましてご説明申し上げます。本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するために、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、

及び特定最低賃金適用産業の事業所から 1,965 件をランダムに抽出いたしまして、本年5月中旬から7月上旬にかけて調査を実施いたしましたものです。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料④となっております。

まず総括表の見方について、簡単にご説明いたしますと、総括表はA4サイズの3枚で1組となっております。総括表の左端に時間当たり所定内賃金（3手当を除く）とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をする事なく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額でございます。同金額以下の労働者数と構成比が右側に記されております。この総括表を基に最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表を作成しております。

最低賃金の改正に際し、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが同表に記載されております影響率となります。次葉以降は、改正金額近傍労働者の分布グラフとなっております。

これらの調査結果につきまして、今後の審議でのご参考としていただければ幸甚でございます。

【木村部会長】

資料4について何かご質問等ございますでしょうか、よろしいですか。

それでは具体的な金額等について、労使双方からこの場でお聞きしたいと思います。その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長

資料③の1の特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、資料③1ページご覧ください。

特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、特定（産業別）最低賃金は、①関係労使が②労働条件の向上又は事業の公正競争の観点から③その産業の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第 15 条の規定の手續による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成 14 年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

【木村部会長】           ただ今事務局から説明のありました考え方の趣旨をご理解いただき、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【酒井委員】           労働側の方から、特定最賃について主張点の方させていただきたいと思えます。

昨年、百貨店・総合スーパーの特定最低賃金は 915 円プラス 25 円となりました。一方ですね、今年、石川県の地域別最低賃金は全会一致で 42 円引き上げの 933 円となったと先ほどお話がありましたが、特定最賃が一旦埋没している状況となっているということでございます。この地賃に関しては、連合から報告されている都道府県別リビングウェイジ単身者の最低生計費をクリア

する賃金水準によれば、石川県は時給換算によると 1,050 円であり、まだまだ十分な賃金水準とは言えないということでございます。私たちはここで、セーフティネットとしての地域別最低賃金と特定最低賃金は違うということを改めて確認する必要があります。特定最低賃金は特定産業の公正競争と特定産業の優位性を確保することを目的として労使それぞれ代表が集まった上でこのような集まりが行われているということでございます。産業別最低賃金は、特定産業に働く労働者が責任と誇りをもって仕事に励み、それによって公正で健全な発展をするという労使共通の認識のもとに、これまでも議論が重ねられてきたと私たちは認識しています。業界全体の発展は労使共通の願いであることをまずは共有したいと思います。今回も、全会一致での結審を目指していきたいと考えております。

続いて取り巻く環境についてですが、今年の春の賃上げ交渉について連合が取りまとめた回答結果によると、賃上げ率は平均で 3.58%と、30 年ぶりの高水準であったということでございます。経団連の発表によれば、賃上げ率の最終集計は大企業平均 3.99%と、やはり 30 年ぶりの高水準であり来年度も物価高に負けない賃上げを続けるという重要性を訴えています。政府によればいわゆる骨太の方針で閣議決定し、30 年ぶりの高水準の賃上げを持続的なものとするために、中小企業への賃上げ減税や助成などの支援を充実させる方針を示しています。また、最低賃金については、急激な物価高に対処するため、2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指すとしております。

続いて同一労働同一賃金を目指した水準確保についてですが、パートタイム・有期雇用労働法が 2020 年に施行され、2021 年 4 月には中小企業まで適用されました。この法律ができた理由としては、短時間労働者といわゆる正社員との間で、賃金を含めた労働条件に不合理な差があったことが基にあります。総合スーパーの現場では、短時間労働者が食品製造、販売、品出し、売場管理、レジ業務など、基幹的な業務を担っています。正社員と同等の業務も多く、同一労働同一賃金の観点からも時間給で生活を支えている短時間労働者の処遇を改善する必要があります。さらに人材確保の観点から、労使ともに業界全体の発展、業界の社会的地位の向上につながるチャンスととらえて、引き上げていくことを共通認識としたいと考えております。

賃金を引き上げるとは消費拡大につながります。これはすべての労働者に波及させるべき課題だと認識しています。そのような中で、2023年度U Aゼンセンの短時間組合員の賃上げは、7月時点で加重平均 5.08%、52.6 円となっており、正社員組合員の賃上げ率 3.64%を上回る状況で、昨年以上に格差是正が図られてきていると考えております。

北陸・石川県内のことということでお話ししようと思いましたが、先ほどすでに話がありましたように北陸経済調査によっても個人消費は全体で持ち直しているという判断で、百貨店・スーパーにおいても緩やかに持ち直しているという判断となっております。総括判断でも持ち直しているということでございました。北陸の金融経済月報によりまして、概況としては北陸の景気は、持ち直している、個人消費は着実に持ち直しているということで、これは百貨店・スーパーの売上高についても同様であるということです。最近の雇用失業情勢につきましても、これは私が調べた7月分の労働局の報告でしたが、基調判断では県内の雇用情勢は、注意を要する状態にあるものの、持ち直しているということで全体的に持ち直しているというのが結果ということでございます。7月の有効求人倍率は1.6倍と、全国平均1.29倍と比較しても高い数値となっております。これは物価高騰や人手不足を背景に、待遇の良い企業へ転職する求職者が増加していることを示しています。そして、百貨店・総合スーパーの優位性を確保するためには、この人材確保競争を有利に進めていかなければならないと考えております。この百貨店・総合スーパーの優位性の確保のためにということですが、人手不足や人材流出の中で、石川県の百貨店・総合スーパーの優位性を維持するためには、企業イメージを高め、集客力を高めると共に、そこで働く従業員がやりがいと誇りを感じられるような労働条件が必要です。流通業の現場では、相変わらず人手不足が続いており、人材の採用拡大、人材の流出を防ぐとともに魅力ある産業、働きがいのある企業にしていくためには、やはり賃金アップが必要不可欠と考えます。他県への流出を防ぐためにも賃金の引き上げは必要であり、金沢周辺だけ当該の従業員がいるわけではないことをご理解いただきたいと思います。そういう意味では、富山県の百貨店・総合スーパーの特定最賃の動向は注視する必要があると考えています。今回ですね、奥山委員にお越しいただいているので、個別企業のことというこ

とあまりこの場では話すものではないんですけども、現場における人材確保の実態についてということで、奥山委員から何か話があればと思いますが。

【奥山委員】

奥山です、よろしくお願いします。特段、トピック的な部分はございませんがやはり、小売業全体がですね少し不人気といいますかそういった部分になってきている感は否めないかなと思っております。特にうちの業界に関しては学歴とかもそんなにこだわりはございませんので、そういった部分では門戸を広く広げておりますが、人事担当者から言いますとなかなか特に大卒の希望者が減ってきているというお話も聞いてますのでそういった部分では、入社後のステップアップですねそういった部分の制度改革というものは喫緊の課題かなと感じております。

【酒井委員】

ありがとうございます。増田委員いかがですか、大丈夫ですか。それでは、金額という話があったんですけども、今回ですね我々の方としましては金額提示の方は一旦ここでは控えさせていただきたいと考えております。改めて主張としては、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的としています。そしてそれは特定産業の優位性を確保することにつながります。先ほど、人材不足だという話もありましたが、やはり職場の環境を良くしていくということはまず大事なんですけどもやはりまず入社してもらわないと始まらないというところがありますので、そこはやはり賃金という部分が一番大きな部分になると思いますのでその優位性を確保するためにもしっかりと上げていくべきだと考えております。今年の賃上げ状況も踏まえて格差是正、産業間格差を是正し、むしろ他の産業から人材を取り込んで人材不足を解消できる金額に引き上げていくべきだと改めて主張したいと思います。労使で業界の発展、業界の地位向上のために力を尽くせばと考えております。金額提示はしないんですけども私どもの考え方としては、UA ゼンセンでは地域別最低賃金の少なくとも 110%以上の水準は確保するという方針があります。計算すると 933 円掛ける 110%で 1,026 円ということになります。ただそれだけ優位性を確保するということが重要だと考えているということでございます。今回地賃の引き上げ率が 4.71%だったという状

況があります。これまでの優位性を確保していくということを考えればこの引上げ率というのは勘案し検討していくべきだと考えております。

【木村部会長】           それでは使用者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【橋本委員】           まず、特定最低賃金そのものですが今、地域最賃が非常に上昇してきてこの特定最賃そのものの議論をというのは、かつての思いと違うのではないかと考えています。それで特定業種、特定業種と言いますが私どもが生活していく上でこの業種がえらいこの業種がすごいというようなのはもう違うんじゃないかなと、すべての業種というのが我々が生活する上で重要なものではないのかなと、そこに優劣をつけるのはちょっと私自身はちょっと馴染まない時代になってきたのではないかと考えています。というのは東京都はすでに地域最賃一本でやっておりますし、他の県もそうです。その地域最賃を重要にしていくというそんな空気が少しずつですけど広がってきているように感じておりますので、この業種だから特別だというのはちょっとその辺のところは皆さん一緒に発展していくという考えでいただけるとありがたいと思いますし、私どもはさわりとてこの百貨店の今から議論にあたって、私どもは喧嘩をしようしようなんて一切思っていませんので、それはお互いに十分話をしてそしてより良い金額で落ち着けばそれでいいのではないかと。自分たちだけがいいとかそんなような考えは毛頭私どもは思っておりませんし、みなさんもそれはちょっと、そういう考えをしようとするんやったらそれはもうやめた方がいいと思います。他の業種もよくなって自分たちもよくなると。ちょっと前に、最大の経済大国アメリカにトランプという人が大統領になりましたけども、あの人はアメリカだけなんですよ、それを真似して東京都の知事がそんなこと言いだして私は本当に情けなく思いました。世界全体がよくなると自分たちもよくなるといいますよ。だからこの業種は特別やというのも私はちょっと違うんじゃないかなと思ってますのでその辺も十分お互いお話をしてより良い決着をするように願っております。よろしく申し上げます。



す。

それでは先ほどちょっとお話のありました労働協約と最賃の関係につきまして事務局から説明をいただきたいと思いますので事務局お願いします。

【事務局】 室長

補足説明をさせていただきます。特定最低賃金の引上げ額と労働協約等の賃金の最低額との関係性につきましては、特定（産業別）最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定され、特に労働協約ケースについては、同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業について設定され、決定されている最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となるということです。複数の金額の異なる労働協約について申出がなされた場合は、最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、この額を超えて法定最低賃金額を決定することは、当該協約を無効とすることとなり、協約を締結した関係労使の意向に反するものと考えられ、関係労使が合意した共通の協約額、すなわち最下限額の労働協約額を超えて最低賃金額を決定することは、制度上の性格から認めがたいものであり、協約額の最下限額が金額審議における事実上の上限であるという取扱いになっております。今回、申し出いただいております、百貨店・総合スーパー部会の最下限額の金額は今日の資料にもありますとおり大和さんの組合、長崎屋さんの二つの組合さんの再下限の時間額当たり950円ということになっております。後ほど過去本省賃金課より発出された事務取扱手引き212ページを一部お渡し致します。

【事務局】 部長

一部補足をさせていただきます。今申し上げましたとおり、特定産業別最低賃金の適用に従業員のおおむね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に労働協約として申し出が行われるというものでございます。従いまして、最低賃金の決定につきましては関係労使が合意した協定額を基本としておりますので労働協約の最下限額を上回ることはできないというところでございますのでどうぞ理解の方よろしく願いいたします。何分全国斉一的なルール取扱いで行っているものでございますため、そのところもご理解をいただければと思います。どうぞよろしく願いをいたし

ます。

【木村部会長】 事務局の説明に対して質問等ございますでしょうか。

【橋本委員】 それは今回始まったことではなくて、過去にも同じケースがあって、労働協約そのものを遵守するというで決着に至った経緯があります。これを超えて決着すると、これ地方の労働局が本省から何をしとるとこれはルールですとなってますのでその辺の遵守をぜひ紳士的にご理解をいただくようお願いいたします。今日に始まったことではないんです。前回、前任の部長の時もございました。

【事務局】 部長 ありがとうございます。橋本委員からもおっしゃっていただきましたけれども過去ある労働局において今申し上げましたところ知らず決定をしてしまったということがありまして、本省の方からかなり厳しくご指摘がありました。この内容につきましては全国の労働局に対して厳しく通知指導されたところがございます、この根底がたとえば石川局が変えてしまいますと影響が他の労働局にも及びかねないということにもなりますのでそういったところも含めましてこの制度の趣旨ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【木村部会長】 ちなみに富山の取り扱いについてご説明があれば。

【事務局】 室長 ご参考までに。先ほどお時間いただきまして富山局賃金室へ電話照会いたしましたところ、回答得ました。富山も同じように大和さんの組合からも申し出があると、今日の木村部会長からも途中経過の情報をいただいて富山聞いてみてということでお聞きしたところ、いわゆる今ここでも話されている最下限の金額、労働協約の最下限の金額の関係で富山の方では過去今年度も含めてですけど今 950 円が石川の場合最下限になっておりますがこれをさらに下回る、たとえば 920 円とか 915 円というところも全部申出書プラス疎明資料に全部つけて出してほしいとこんな話があったと伺ってるんですけどとお聞きしま

したら、そしたら富山局はおっしゃるとおりであると。今年度においても 920 円と他 950 円を下回るところもありましたと。ただしその労働協約の中に、920 円と書いてきたところは但し書きがありまして、最低賃金を超えてこの特賃の審議会で決定された場合はそれを優先する、当初の 920 円を超えても問題ないという見解であると、従いまして富山局においてはその但し書きの一行があるので特にそれを問題としていないというご回答でございます。

【木村部会長】 石川の方の出されている協約はどうなんでしょうか。

【事務局】 室長 今回当局へ提出された他の産業も含めて確認しましたが、特段労働協約等に再下限の金額があってこれを超えてという富山さんのような但し書きをしているものはございませんでした。

【増田委員】 そのとおりです。おっしゃるとおりです。

【木村部会長】 他に先ほどのご説明に対してご質問等ございますでしょうか。  
他にないようでしたら、次回の案内を事務局からお願いします。

【事務局】 指導官 次回、第 2 回百貨店部会は 10 月 16 日月曜日午前 9 時 30 分から 7 階にございます共用第 5A 会議室で開催致します。当日所用により欠席される場合は、前もって事務局あて、ご連絡くださるようお願いいたします。

【木村部会長】 それでは、本日の百貨店部会を終わりたいと思います。皆様お疲れさまでした。